

○新座市放課後児童保育室条例施行規則

平成8年2月9日

規則第1号

改正 平成12年3月27日規則第6号

平成12年9月29日規則第44号

平成15年3月31日規則第17号

平成16年1月21日規則第2号

平成16年3月30日規則第13号

平成16年9月30日規則第27号

平成17年10月6日規則第49号

平成21年3月31日規則第16号

平成23年3月29日規則第7号

平成25年1月8日規則第1号

平成25年3月29日規則第25号

平成28年3月31日規則第6号

平成29年1月20日規則第1号

平成29年8月18日規則第39号

平成29年12月20日規則第45号

令和2年3月17日規則第5号

令和2年3月23日規則第6号

令和3年3月26日規則第17号

令和3年9月27日規則第41号

令和4年3月25日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、新座市放課後児童保育室条例（平成7年新座市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童及び定員)

第2条 新座市放課後児童保育室（以下「保育室」という。）に入室できる対象児童は、小学校第1学年から第4学年までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 保育室の定員は、別表のとおりとする。

(保育を行う者の配置基準)

第3条 条例第8条に規定する児童の保育を行う者の配置基準は、児童40人につき2人とし、40人を超える場合20人まで増すごとに1人増員する。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(平12規則44・平17規則49・一部改正)

(入室の申請等)

第4条 条例第5条の規定により児童を入室させようとする保護者は、新座市放課後児童保育室入室申請書に、所得を確認できる書類その他市長が必要と認める書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(平17規則49・平25規則1・令4規則11・一部改正)

(入室の決定)

第5条 前条の申請を受けたときは、速やかに世帯の状況等を調査し、入室の可否を決定し、新座市放課後児童保育室入室決定・申請却下通知書により、その旨を保護者に通知するものとする。

(平25規則1・令4規則11・一部改正)

(入室の解除)

第6条 条例第6条の規定により入室を解除するときは、新座市放課後児童保育室入室解除通知書により保護者に通知するものとする。

2 前項の解除の通知を受けた保護者は、速やかに児童を退室させなければならない。

(平12規則6・平17規則49・一部改正)

(入室の期間)

第7条 入室の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(平12規則6・一部改正)

(休日)

第8条 保育室の休日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（平17規則49・一部改正）

（学校の休業日の保育時間）

第9条 条例第7条第2項の規定による学校の休業日の保育時間は、午前8時から午後7時（土曜日にあつては、午後6時）までとする。ただし、学校の行事その他特別の事情があるときは、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（平17規則49・平25規則1・令4規則11・一部改正）

（保育料の決定）

第10条 条例第9条に規定する保育料の額を決定し、又は変更したときは、新座市放課後児童保育室保育料決定（変更）通知書により、その旨を保護者に通知するものとする。

（令3規則41・追加）

（保育料の納付）

第11条 条例第10条の規定による保育料の納付は、口座振替又は納付書によるものとする。

（平17規則49・旧第11条繰上・一部改正、平25規則1・一部改正、令3規則41・旧第10条繰下・一部改正、令4規則11・一部改正）

（保育料の減免申請等）

第12条 条例第11条の規定による保育料の減額又は免除は、保護者が次の各号のいずれかに該当する場合に、行うものとする。

(1) 地震、風水害等により著しい損害を被った場合であつて、生計の維持が困難と認められるとき。

(2) 生計中心者又は家族が欠け、又は疾病にかかり、若しくは負傷した場合であつて、生計の維持が困難と認められるとき。

(3) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症

をいう。)による臨時の休室等により保育の提供がなされない児童の保護者である場合

- 2 前項の規定により、保育料の減額又は免除を受けようとする保護者は、新座市放課後児童保育室保育料減額・免除申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請を受けたときは、減額又は免除の可否を決定し、新座市放課後児童保育室保育料減額・免除決定(申請却下)通知書により保護者に通知するものとする。
- 4 保育料の減額又は免除を受けている者は、当該減免又は免除の事由がやんだときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(平17規則49・旧第12条繰上・一部改正、平25規則25・令2規則6・令3規則17・一部改正、令3規則41・旧第11条繰下・一部改正)

(帳簿の備付け)

第13条 保育室に、次の帳簿を備える。

- (1) 保育日誌
- (2) 児童台帳
- (3) 出席簿
- (4) 備品台帳
- (5) その他必要な帳簿

(平17規則49・旧第13条繰上、令3規則41・旧第12条繰下)

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、様式の作成その他の保育室の管理に関し必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

(平17規則49・旧第14条繰上、平21規則16・平29規則45・一部改正、令3規則41・旧第13条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 保育室の入室に関する事務は、この条例の施行前においても行うことができる。

(平12規則6・一部改正)

附 則（平成12年規則第6号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第44号）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第17号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第2号）

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第13号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第49号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規則第16号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第25号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の新座市放課後児童保育室条例施行規則第11条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に生じた保育料の減額又は免除の申請について適用し、同日前に生じた保育料の減額又は免除の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成28年規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第1号）

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第39号）

この規則中別表野寺放課後児童保育室の項の改正規定は平成29年8月21日から、同表石神放課後児童保育室の項の改正規定は同月28日から施行する。

附 則（平成29年規則第45号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、令和2年3月2日から適用する。

附 則（令和3年規則第17号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表陣屋放課後児童保育室の項の改正規定は公布の日から、同表池田放課後児童保育室の項の改正規定は同年3月29日から施行する。

附 則（令和3年規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第11号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は同年3月28日から施行する。

別表（第2条関係）

（平12規則6・平15規則17・平16規則2・平16規則13・平16規則27・平23規則7・平25規則1・平28規則6・平29規則1・平29規則39・令2規則5・令3規則17・令4規則11・一部改正）

名称	標準定員（人）
大和田放課後児童保育室	196
西堀放課後児童保育室	52
片山放課後児童保育室	74
第四放課後児童保育室	96

八石放課後児童保育室	3 6
東北放課後児童保育室	1 1 5
野火止放課後児童保育室	1 1 7
野寺放課後児童保育室	9 2
池田放課後児童保育室	9 6
新堀放課後児童保育室	1 0 0
東野放課後児童保育室	1 4 4
石神放課後児童保育室	8 6
栄放課後児童保育室	5 3
新開放課後児童保育室	7 1
栗原放課後児童保育室	1 2 1
陣屋放課後児童保育室	8 7
新座放課後児童保育室	6 8